

（目的）

第1条 この要綱は、申出基準日が近く到来することとなる生産緑地を計画的かつ永続的に保全し、良好な都市環境の形成に資するため、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第10条の2から第10条の6までの規定に基づく特定生産緑地の指定等について必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び都市計画法（昭和43年法律第100号）並びに八王子市生産緑地地区指定要綱において使用する用語の例による。

（指定要件）

第3条 特定生産緑地の指定要件は、次のとおりとする。

- (1) 生産緑地地区に指定されていること。
- (2) 当該生産緑地が、現に適切に継続して耕作されていること。この場合において、耕作の状況確認は、八王子市農業委員会（以下「農業委員会」という。）と協力し現況調査を行い、確認することとする。
- (3) 法第10条第1項に規定する申出基準日又は法第10条の3第2項に規定する指定期限日がおおむね3年以内に到来することとなる生産緑地であること。

2 なお肥培管理が悪く、管理改善の通知を受けた生産緑地については指定しない。ただし、改善計画書及び改善報告書が提出され、市長が適切な耕作を確認し、農業従事者が耕作を継続する意思が確認できるものは、この限りでない。

（指定の申請）

第4条 特定生産緑地の指定を受けようとする者は、特定生産緑地指定申請兼農地等利害関係人同意確認書（第1号様式）に、次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 土地登記簿謄本（申請時前3ヶ月以内のもの）
- (4) 印鑑証明書（申請時前3ヶ月以内のもの）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる書類のうち市長が必要と認めるもの
  - ア 八王子都市計画生産緑地地区都市計画事業協力確認書（第2号様式）
  - イ 八王子都市計画生産緑地地区非常災害協力確認書（第3号様式）
  - ウ 八王子都市計画生産緑地地区誓約書（第4号様式）
  - エ 実測図（位置が特定できるもの）
  - オ その他特に必要と認めるもの

（指定及び公示）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、指定することが適当と認める場合にあつては、法第10条の2第3項の規定により八王子市都市計画審議会に意見を聴いた上で、指定及び公示するものとする。

2 前項の指定日及び公示日は、生産緑地の都市計画決定告示日と同日とする。ただし、これにより難しいときは、この限りでない。

（指定等の通知）

第6条 市長は、前条の規定により特定生産緑地の指定をしたときは、農地等利害関係人に対し、特定生産緑地指定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 市長は、第4条の規定による申請が、特定生産緑地に指定することが適当でないと認めたときは、農地等利害関係人に対し、特定生産緑地に指定しない旨の通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（指定の期限の延長）

第7条 市長は、特定生産緑地の指定の期限を延長するときは、第3条から前条までの規定を準用する。

（指定の解除）

第8条 市長は、特定生産緑地に指定している生産緑地の行為制限を解除した場合又は残存する特定生産緑地が第3条第1号の条件を満たさなくなった場合において、特定生産緑地の指定を解除し、これを公示するとともに、その旨を当該特定生産緑地に係る農地等利害関係人に対し、特定生産緑地指定解除通知書（第7号様式）により通知するものとする。

(管理の指導)

第9条 市長は、特定生産緑地に指定した農地等の適正な管理について、良好な都市環境の形成に資するよう八王子市農業委員会の協力の下に指導を行うものとする。

附 則

この要綱は、令和元年（2019年）9月1日から施行する。